

精子凍結保存 延長(破棄)について 【自費】

更新料とお手続き方法

●お手続き方法 診察時にお申し出いただくか、受付時間内に窓口までお越しください。

ご準備いただく物

- ・精子凍結保存延長申請書（HPよりプリントアウトし、必要事項をご記入ください。）
印刷できない場合、当院窓口にて申請書をお渡し致しますので、お手数ですが一度ご来院ください。
- ・凍結精子の更新に関するご案内（紛失しないようご注意ください）
- ・ご主人の診察券と保険証
- ・更新料 37,800円/年

ご準備いただく物に不備があった場合、更新のお手続きができませんので予めご了承ください。

※不妊治療を再開されている、または再開を検討されている方は更新の際に診察が必要な場合がありますので事前にご連絡ください。（選定療養での凍結の方は除きます）

●更新手続き期間

凍結保存更新日から翌月同日までとなります。

例) 凍結保存行使日が4月1日の場合、翌年4月1日～5月1日。

更新期間内に凍結保存更新手続きを行わなかった場合には、破棄となります。

原則として、更新期間を過ぎての手続きはお受け致しかねます。ご注意ください。

ご注意

- ・更新日が近付いても当院からお知らせは致しませんので、更新日はお忘れないようお願い致します。
- ・凍結日から5年目の更新の際は、院長による面談（診察）にて直接保存延長のご意思を確認させていただきます。
通常の診察予約が必要ですので、お電話にてご予約の上ご来院ください。

凍結保存精子破棄の手続き方法

- ・HPより凍結精子破棄同意書をプリントアウトし、必要事項をご記入の上ご持参ください。
印刷できない場合、当院窓口にて同意書をお渡し致しますので、お手数ですが一度ご来院ください。
- ・治療中でも、凍結精子の保存期間延長を希望されない場合は、速やかにお申し出ください。
- ・ご夫婦もしくはご主人、奥様のどちらかがご来院ください。
- ・必ず、この「凍結精子の更新に関するご案内」の用紙もご持参ください。

ご注意

凍結精子破棄の場合は、院長による面談（診察）にて直接破棄のご意思を確認させていただきます。
予約を取ってご来院ください。